

昭和二十九年政令第六十八号

ガス事業法施行令

内閣は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十一条、第二十九条、第三十八条及び第四十一条の規定に基き、この政令を制定する。

（特定ガス発生設備）

第一条 ガス事業法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める簡易なガス発生設備は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に關する法律（昭和四十二年法律百四十九号）に規定する規格又は技術上の基準に適合する容器（液化天然ガス用保冷容器を除く。）並びに当該容器内において発生するガスの集合装置及び当該容器に附属する気化装置（当該容器内又は当該容器に附属する気化装置内において発生するガスの成分に変更を加える装置を有するものを除く。）とする。

（ガス小売事業者等による情報通信の技術を利用する方法）

第二条 ガス小売事業者等（法第十四条第一項に規定するガス小売事業者等をいう。次項並びに第二十条第四項及び第五項において同じ。）は、法第十四条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する経済産業省令で定める方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならぬ。

2 前項の承諾を得たガス小売事業者等は、当該相手方から書面等により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第十四条第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第十五条第二項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。

（委託の方法）

第三条 法第二十八条第一項の規定による委託は、次に定めるところにより行うものとする。

一 次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。  
イ 委託に係る免状交付事務の内容に関する事項  
ロ 委託に係る免状交付事務を処理する場所及び方法に關する事項  
ハ 委託契約の期間及びその解除に關する事項

二 その他経済産業省令で定める事項  
ニ 委託をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を公示すること。  
（委託することのできない事務）

第四条 法第二十八条第一項の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。  
一 法第二十六条第三項第二号の規定による認定の事務  
二 法第二十六条第四項の規定によるガス主任技術者免状の交付の拒否に係る事務

（認定高度保安実施ガス小売事業者等の認定の有効期間）

第五条 法第三十四条の五第一項（法第七十一条の三、第八十四条の三及び第九十四条の三）において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、七年とする。

（兼業の制限の対象となる一般ガス導管事業者の導管の規模等）

第六条 法第五十四条の二の政令で定める導管の規模は、導管の総延長が二万六千メートルであることとする。

2 法第五十四条の二の政令で定める要件は、次のとおりとする。  
一 一般ガス導管事業の用に供する導管に二以上の液化ガス貯蔵設備等（法第二条第四項第二号イに規定する液化ガス貯蔵設備等をいう。以下同じ。）が接続されていること。  
二 当該接続されている液化ガス貯蔵設備等を維持し、及び運用する者が二以上であること。

（兼業の制限の対象となる特定ガス導管事業者の導管の規模等）

第七条 法第八十条の二の政令で定める導管の規模は、導管の総延長が二万六千メートルであることとする。

2 法第八十条の二の政令で定める要件は、次のとおりとする。  
一 特定ガス導管事業の用に供する導管に二以上の液化ガス貯蔵設備等が接続されていること。

二 当該接続されている液化ガス貯蔵設備等を維持し、及び運用する者が二以上であること。  
（ガス事業法の準用）

第八条 法第五十五条の規定により、法第二十一条第一項及び第二項並びに第三十二条（第六項を除く。）の規定は、準用事業者（法第五十五条に規定する準用事業者をいう。次項、第十八条第六項及び第二十条第四項において同じ。）に準用する。

2 法第五十五条の規定により、法第二十五条、第三十条第二項及び第三十一条の規定は、準用事業者であつて、連続して延長が五百メートルを超える導管を構外に有する事業場を有するものに準用する。

3 前二項の規定は、一日のガスの製造能力又は供給能力のうちいずれか大きいものが標準状態（温度零度及び圧力一〇・一三二五〇キロパスカルの状態をいう。）において三百立方メートル未満である事業を行う者に関しては、その事業については、適用しない。

（ガスの使用制限等）

第九条 法第六十六条の三第一項の規定により使用するガスの量の限度を定めて使用するガス小売事業者等（同項に規定するガス小売事業者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が供給するガスの使用を制限すべきことの命令又は勧告は、年間のガスの供給量が五十立方メートル以上である小売供給契約（法第十四条及び第十八条第二項において同じ。）を締結してガス小売事業者等が供給するガスを使用する者について行ふものでなければならない。

2 法第六十六条の三第一項の規定により新たに供給を受けるガスの量の限度を定めて使用するガス小売事業者等から新たにガスの供給を受けることを制限すべきことの命令又は勧告は、年間のガスの供給量が千立方メートル以上である小売供給契約を締結して新たにガスの供給を受けようとする者について行ふものでなければならない。

（報告の徴収）

第十条 経済産業大臣は、法第六十六条の三第二項の規定により、ガス小売事業者等からガスの供給を受ける者に対し、ガス小売事業者等が供給するガスの使用の状況及び同条第一項の規定による命令又は勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

（あつせん及び仲裁の対象となる契約等）

第十一条 法第七十一条の政令で定めるものは、ガスの取引に係る契約その他の取決め（その性質上あつせん又は仲裁をするのが適當でないものとして経済産業省令で定めるものを除く。）とする。

（電気事業法施行令の準用）

第十二条 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第二十六条から第三十五条までの規定は、法第七十一条のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第六十六条第三十五号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第一項	法律第五十一号）	第七十一条
第六十六条第三十五号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第二項	において準用する法第三十二項	第五十二項
第六十六条第三十六号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第三項	において準用する法第三十八項	第五十八項
第六十六条第三十七号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第四項	において準用する法第四十四項	第六十四項
第六十六条第三十八号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第五項	において準用する法第五十項	第七十項
第六十六条第三十九号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第六項	において準用する法第五十六項	第七十六項
第六十六条第四十号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第七項	において準用する法第六十二項	第八十二項
第六十六条第四十一号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第八項	において準用する法第六十八項	第八十八項
第六十六条第四十二号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第九項	において準用する法第七十四項	第九十四項
第六十六条第四十三号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第十項	において準用する法第八十項	第一百項
第六十六条第四十四号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第十一項	において準用する法第八十六項	第一百零六項
第六十六条第四十五号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第十二項	において準用する法第九十二項	第一百一十二項
第六十六条第四十六号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第十三項	において準用する法第九十八項	第一百一十八項
第六十六条第四十七号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第十四項	において準用する法第一百零四項	第一百二十四項
第六十六条第四十八号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第十五項	において準用する法第一百一十項	第一百三十項
第六十六条第四十九号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第十六項	において準用する法第一百一十六項	第一百三十六項
第六十六条第五十号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第十七項	において準用する法第一百二十二項	第一百四十二項
第六十六条第五十一号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第十八項	において準用する法第一百二十八項	第一百五十八項
第六十六条第五十二号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第十九項	において準用する法第一百三十四項	第一百六十四項
第六十六条第五十三号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第二十項	において準用する法第一百四十項	第一百七十項
第六十六条第五十四号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第二十一項	において準用する法第一百四十項	第一百八十項
第六十六条第五十五号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第二十二項	において準用する法第一百五十項	第一百九十項
第六十六条第五十六号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第二十三項	において準用する法第一百六十項	第二百十項
第六十六条第五十七号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第二十四項	において準用する法第一百七十項	第二百二十項
第六十六条第五十八号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第二十五項	において準用する法第一百八十項	第二百三十項
第六十六条第五十九号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第二十六項	において準用する法第一百九十項	第三百十項
第六十六条第六十号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第二十七項	において準用する法第二百十項	第四百十項
第六十六条第六十一号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第二十八項	において準用する法第二百一十項	第五百十項
第六十六条第六十二号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第二十九項	において準用する法第二百二十項	第五百一十項
第六十六条第六十三号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第三十項	において準用する法第二百三十項	第五百二十項
第六十六条第六十四号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第三十一項	において準用する法第二百四十項	第五百三十項
第六十六条第六十五号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第三十二項	において準用する法第二百五十項	第六百十項
第六十六条第六十六号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第三十三項	において準用する法第二百六十項	第六百一十項
第六十六条第六十七号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第三十四項	において準用する法第二百七十項	第六百二十十項
第六十六条第六十八号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第三十五項	において準用する法第二百八十項	第六百三十十項
第六十六条第六十九号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第三十六項	において準用する法第二百九十項	第六百四十十項
第六十六条第七十号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第三十七項	において準用する法第二百三十項	第六百五十十項
第六十六条第七十一号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第三十八項	において準用する法第二百四十項	第六百六十十項
第六十六条第七十二号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第三十九項	において準用する法第二百五十項	第六百七十十項
第六十六条第七十三号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第四十項	において準用する法第二百六十項	第六百八十十項
第六十六条第七十四号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第四十一項	において準用する法第二百七十項	第六百九十十項
第六十六条第七十五号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第四十二項	において準用する法第二百八十項	第七百十項
第六十六条第七十六号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第四十三項	において準用する法第二百九十項	第七百一十項
第六十六条第七十七号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第四十四項	において準用する法第三百十項	第七百二十十項
第六十六条第七十八号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第四十五項	において準用する法第三百十項	第七百三十十項
第六十六条第七十九号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第四十六項	において準用する法第三百十項	第七百四十十項
第六十六条第八十号ガス事業法（昭和二十九年）	第六十六条第四十七項	において準用する法第三百十項	第七百五十十項

第十三条 法第六十二条第一項（法第五十二条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。

（ガス用品）

第十四条 法第三十七条第一項のガス用品は、別表第一のとおりとする。

第十五条 法第三十七條第二項の特定ガス用品は、別表第二の上欄に掲げるとおりとする。

第十六条 法第四十六條第一項ただし書の政令で定める期間は、別表第二の上欄に掲げる特定ガス用品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(外国登録ガス用品検査機関の事務所等における検査に要する費用の負担)

第十七条 法第五十六條第二項の政令で定める費用は、同条第一項第八号の検査のため同号の職員(同条第三項の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。))に当該検査を行わせる場合にあつては、機構の職員)がその検査に係る事務所又は事業所の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、経済産業省令で定める。

(報告の徴収)

第十八条 法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣がガス小売事業者に対し報告をさせることができる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 ガス小売事業の運営に関する事項
- 二 ガス小売事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項
- 三 消費機器(法第五十九條第一項に規定する消費機器をいう。第二十三條第三項及び第四項において同じ。)の調査に関する業務の運営に関する事項

2 法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣が小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者に対し報告をさせることができる事項は、小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理に関する事項とする。

3 法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣が一般ガス導管事業者に対し報告をさせることができる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 一般ガス導管事業の運営に関する事項
- 二 会計の整理に関する事項
- 三 一般ガス導管事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項
- 四 第一項第三号に掲げる事項

4 法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣が特定ガス導管事業者に対し報告をさせることができる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 特定ガス導管事業の運営に関する事項
- 二 前項第二号に掲げる事項
- 三 特定ガス導管事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項

5 法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣がガス製造事業者に対し報告をさせること

ができる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 ガス製造事業の運営に関する事項  
二 第三項第二号に掲げる事項  
三 ガス製造事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項

6 法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣が準用事業者に対し報告をさせることができる事項は、その事業の用に供する工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項とする。

7 法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣がガス用品の製造又は輸入の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係るガス用品の種類(届出事業にあつては、型式)、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該ガス用品の使用に伴い発生した災害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該ガス用品の製造又は輸入の業務に関する事項とする。

8 法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣がガス用品の販売の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その販売に係るガス用品の種類、数量、保管又は販売の場所、購入先及び主たる販売先に関する事項その他当該ガス用品の販売の業務に関する事項とする。

(都道府県又は市が処理する事務)  
第十九条 法第七十一条第一項、第七十二条第一項及び第七十三条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて、ガス用品の販売の事業を行う者に関するもの(以下この条において「立入検査等事務」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

- 一 その事業場の所在地が市の区域に属する場合 当該市の長(当該市の長の要請があり、かつ、当該市を包括する都道府県の知事が必要であると認める場合には、当該都道府県知事及び当該市長)
- 二 その事業場の所在地が町村の区域に属する場合 当該町村を包括する都道府県の知事

2 前項の規定により立入検査等事務を行った都道府県知事又は市長は、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定により都道府県知事又は市長が立入検査等事務を行う場合においては、法中列入検査等事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事又は市長に関する規定としてそれぞれ都道府県知事又は市長に適用があるものとする。

(権限の委任)  
第二十条 法第八十九条第一項の政令で定める規定は、法第十四條から第十七條まで、第四十七條第一項及び第三項、第四十八條第一項本文(同条第二項において準用する場合を含む。)、第一項ただし書、第三項、第四項、第七項、第十二項及び第十三項(法第五十一条第四項において準用する場合を含む。)、第四十九條第二項から第四項まで、第五十條、第五十一條第二項及び第三項、第五十三條、第五十四條、第五十五條の八第一項、第五十九條第一項、第七十五條、第七十六條第一項ただし書及び第三項から第五項まで、第七十七條第二項から第四項まで、第七十九條、第八十條、第八十條の八第一項、第八十三條第一項、第八十九條第二項から第五項まで、第九十條、第九十二條並びに第九十五條第一項の規定とする。

2 法第八十九条第二項に規定する権限(法第七十一条第一項及び第七十二条第一項の規定による権限であつて、法第六六條の三の規定に関するものを除く。)は、電力・ガス取引監視等委員会(第四項及び第五項において「委員会」という。)が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 法第八十九條第二項のガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定は、法第二十一條、第二十三條から第二十五條まで、第三十條から第三十四條まで、第六十一條(法第八十四條第一項において準用する場合を含む。)、第六十三條、第六十四條から第六十九條まで(これらの規定を法第八十四條第一項において準用する場合を含む。)、第七十條第二項、第七十一條(法第八十四條第一項において準用する場合を含む。)、第九十六條から第九十九条まで、第九十條第二項及び第九十四條の規定とする。

4 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第四号、第五号、第六号、第九号、第十四号、第十五号、第十八号から第二十号まで、第二十四号、第二十九号、第三十号、第三十三号及び第三十四号に掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

十四号、第十五号、第十八号から第二十号まで、第二十四号、第二十九号、第三十号、第三十三号及び第三十四号に掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第三條、第五條、第六條、第九條、第十條、第十一條、第十三條第二項並びに第十條を行う区域九條の規定に基づく権限であつて、域を管轄するガス小売事業に係る業務を行う区域を管轄する経済産業局長(当該業務を行う区域におけるガスマーターの取付数が百万個を超えるものを除く)に関するもの

二 法第七條第一項、同条第三項にガス小売事において準用する法第五條及び第六條に係る業並びに第七條第四項及び第五項の規程を行う区域に基づく権限(前号に規定する区域を管轄する小売事業者以外のガス小売事業者の経済産業に関する場合及び変更により同号に局長規定するガス小売事業者以外の者となる場合を除く。)

三 法第八條第二項の規定に基づくガス小売事権限(第一号に規定するガス小売事業に係る業者以外のガス小売事業者に関する業務を行う区域及び譲受け又は合併若しくは分業を管轄する割により同号に規定するガス小売事業者の経済産業業者以外の者となる場合を除く。)

四 法第二十條の規定に基づく権限  
局長  
ガス小売事業に係る業務を行う区域を管轄する経済産業局長又はガス工作物若しくは消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長  
五 法第二十一條第二項(法第五十條において準用する場合を含む。)、及び第三項、第六十一條第二項及び第三項(これらの規定を法第八十四條第一項において準用する場合を含む。)、並びに第九十六條第二項及び第三項(並びに第九十六條第二項及び第三項)の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

<p>項の規定に基づく権限であつて、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス工作物(準用事業者にあつては、その事業の用に供する工作物。以下この号及び第八号から第十号までにおいて同じ)に関するもの</p> <p>六 法第二十二條第三項(同條第四項)において準用する場合を含む。及び第六十二條第三項(同條第四項)所を管轄する場合を含む。及び法第八十四條第二項において準用する産業保安監督部長</p>	<p>七 法第二十四條第一項から第三項ガス工作物まで、第六十四條第一項から第三項の設置の場まで(これらの規定を法第八十四條所を管轄する第一項において準用する場合を含む。及び第九十七條第一項から第三項監督部長)及び第九十七條第一項から第三項監督部長</p> <p>その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス事業者(ガス小売事業者にあつては、その事業に係るガスメーターの取付数が百万個を超えるものを、一般ガス導管事業者にあつては、供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。)に関するもの</p> <p>八 法第二十五條第二項(法第一百五條)において準用する場合を含む。の設置の場</p> <p>第六十五條第二項(法第八十四條第一項)において準用する場合を含む。の産業保安監督部長</p>	<p>九 法第三十一條(法第一百五條)において準用する場合を含む。第六十條の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>	<p>十 法第三十二條第一項、第二項及びガス工作物</p> <p>十一 法第三十五條、第三十八條供給区域を</p> <p>十二 法第四十條第一項及び同條供給区域を</p>
<p>十二 法第四十條第一項及び同條供給区域を</p> <p>十三 法第四十二條第一項及び第二項供給区域を</p> <p>十四 法第五十四條第二項及び第五項供給区域を</p> <p>十五 法第五十七條の規定に基づく</p>	<p>十二 法第四十條第一項及び同條供給区域を</p> <p>十三 法第四十二條第一項及び第二項供給区域を</p> <p>十四 法第五十四條第二項及び第五項供給区域を</p> <p>十五 法第五十七條の規定に基づく</p>	<p>十六 法第五十八條の規定に基づく</p> <p>十七 法第七十二條第一項、第四項特定導管の</p> <p>十八 法第八十條第二項及び第八十條の八第二項の規定に基づく</p> <p>十九 法第八十二條の規定に基づく</p>	<p>二十 法第九十四條の規定に基づく</p> <p>二十一 法第六六條の規定に基づく</p> <p>二十二 法第三十八條第二項第一</p> <p>二十三 法第四百十條、第四百一十一條</p> <p>二十四 法第四百四十五條第一項</p> <p>二十五 法第四百四十五條第一項</p>
<p>二十 法第九十四條の規定に基づく</p> <p>二十一 法第六六條の規定に基づく</p> <p>二十二 法第三十八條第二項第一</p> <p>二十三 法第四百十條、第四百一十一條</p> <p>二十四 法第四百四十五條第一項</p> <p>二十五 法第四百四十五條第一項</p>	<p>二十六 法第五十八條の規定に基づく</p> <p>二十七 法第七十二條第一項、第四項特定導管の</p> <p>二十八 法第八十條第二項及び第八十條の八第二項の規定に基づく</p> <p>二十九 法第八十二條の規定に基づく</p>	<p>三十 法第九十四條の規定に基づく</p> <p>三十一 法第六六條の規定に基づく</p> <p>三十二 法第三十八條第二項第一</p> <p>三十三 法第四百十條、第四百一十一條</p> <p>三十四 法第四百四十五條第一項</p> <p>三十五 法第四百四十五條第一項</p>	<p>三十六 法第五十八條の規定に基づく</p> <p>三十七 法第七十二條第一項、第四項特定導管の</p> <p>三十八 法第八十條第二項及び第八十條の八第二項の規定に基づく</p> <p>三十九 法第八十二條の規定に基づく</p>
<p>三十九 法第八十二條の規定に基づく</p> <p>四十 法第九十四條の規定に基づく</p> <p>四十一 法第六六條の規定に基づく</p> <p>四十二 法第三十八條第二項第一</p> <p>四十三 法第四百十條、第四百一十一條</p> <p>四十四 法第四百四十五條第一項</p> <p>四十五 法第四百四十五條第一項</p>	<p>四十六 法第五十八條の規定に基づく</p> <p>四十七 法第七十二條第一項、第四項特定導管の</p> <p>四十八 法第八十條第二項及び第八十條の八第二項の規定に基づく</p> <p>四十九 法第八十二條の規定に基づく</p>	<p>五十 法第九十四條の規定に基づく</p> <p>五十一 法第六六條の規定に基づく</p> <p>五十二 法第三十八條第二項第一</p> <p>五十三 法第四百十條、第四百一十一條</p> <p>五十四 法第四百四十五條第一項</p> <p>五十五 法第四百四十五條第一項</p>	<p>五十六 法第五十八條の規定に基づく</p> <p>五十七 法第七十二條第一項、第四項特定導管の</p> <p>五十八 法第八十條第二項及び第八十條の八第二項の規定に基づく</p> <p>五十九 法第八十二條の規定に基づく</p>

<p>一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者に関するもの 二十四 法第百四十八条及び第百四十九条の規定に基づく権限</p>	<p>届出事業者の事業場の所在地を管轄する経済産業局長 二十五 法第百六十条第一項から第三項まで（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づく権限であつて、その保安業務（同条第一項に規定する保安業務をいう。）に係る消費機器の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス小売事業者（その事業に係るガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）、一般ガス導管事業者（供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）及び特定ガス導管事業者に関するもの 二十六 法第百六十一条の規定に基づく権限 二十七 法第百六十七条第一項及び第二項の規定に基づく権限であつて、一の経済産業局の管轄区域内のみにある土地に関するもの 二十八 法第百六十八条第二項の規定に基づく権限であつて、一の経済産業局の管轄区域内のみにある植物に関するもの 二十九 法第百七十一条第一項及び第百七十二条第一項の規定に基づく権限（法第百八十九条第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）であつて、次に掲げるもの （一）ガス小売事業者等に関するもの</p>	<p>消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長 土地の所在地を管轄する局長 植物の所在地を管轄する局長及び産業保安監督部長 ガス小売事業に係る業務を行う区域を管轄する</p>	<p>（一）一般ガス導管事業者に関するもの （二）一般ガス導管事業者に関するもの （三）特定ガス導管事業者に関するもの （四）ガス製造事業者に関するもの （五）準用事業者に関するもの （六）ガス用品の製造又は輸入の事業を行う者に関するもの</p>	<p>る経済産業局長又はガス工作物若しくは消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長 供給区域を管轄する経済産業局長又はガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長 特定導管の設置の場所を管轄する局長又はガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長 液化ガス貯蔵設備等の設置の場所を管轄する局長 経済産業局長又はガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長 工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長 （六）ガス用品の製造又は輸入の事業を行う者に関するもの</p>	<p>する経済産業局長の所在地を管轄する経済産業局長 ガス小売事業に係る業務を行う区域を管轄する局長 供給区域を管轄する経済産業局長 特定導管の設置の場所を管轄する局長 経済産業局長 液化ガス貯蔵設備等の設置の場所を管轄する局長 （四）ガス製造事業者に関するもの （五）法第五十四条の五第一項特別一般ガス導管に規定する特別一般ガス導管事業者の供給区域を管轄する局長 （六）法第八十条の五第一項に特別特定ガス導管規定する特別特定ガス導管事業者の特定導管規定する特別特定ガス導管事業者等（ガス小の設置の場所を管轄する事業者等、一般ガス導管事業者等、</p>
---	---	--	---	---	--

5 次の表の上欄に掲げる法第百八十九条第一項又は第二項の規定により委員会に委任された権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

<p>一 法第百七十条の規定に基づく権限であつて、次に掲げるもの （一）一般ガス導管事業者に関する供給区域を管轄する経済産業局長 （二）特定ガス導管事業者に関する特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長 （三）ガス製造事業者に関する液化ガス貯蔵設備等の設置の場所を管轄する経済産業局長</p>	<p>二 法第百七十一条第一項から第三項まで並びに第百七十二条第一項及び第二項の規定に基づく権限であつて、次に掲げるもの （一）ガス小売事業者等に関するガス小売事業に係る業務を行う区域を管轄する経済産業局長 （二）一般ガス導管事業者に関する供給区域を管轄する経済産業局長 （三）特定ガス導管事業者に関する特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長 （四）ガス製造事業者に関する液化ガス貯蔵設備等の設置の場所を管轄する経済産業局長 （五）法第五十四条の五第一項特別一般ガス導管に規定する特別一般ガス導管事業者の供給区域を管轄する局長 （六）法第八十条の五第一項に特別特定ガス導管規定する特別特定ガス導管事業者の特定導管規定する特別特定ガス導管事業者等（ガス小の設置の場所を管轄する事業者等、一般ガス導管事業者等、</p>
---	---





部を改正する等の法律第二条の規定による改正前のガス事業法第三十七条の八第一項の規定による届出」とする。

2 改正法第二条の規定の施行の際に旧ガス事業法第三十七条の九第一項の規定によりされている大口供給の許可の申請は、新ガス事業法第三十七条の九第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、同条第二項において準用する新ガス事業法第三十七条の七の第三項中「前項の規定による届出」とあり、及び同条第三項から第五項までの規定中「第一項の規定による届出」とあるのは「ガス事業法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第四百七十五号）附則第三条第二項の規定により電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成十五年法律第九十二号）第二条の規定による改正後のガス事業法第三十七条の九第一項の規定による届出とみなされた電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律第二条の規定による改正前のガス事業法第三十七条の九第一項の規定及び第五項中「その届出」とあるのは「その許可の申請」とする。

**（保安規程等の届出に関する経過措置）**

**第四条** 改正法第二条の規定の施行前に改正法附則第十三条第一項に規定する者が旧ガス事業法第三十七条の十において準用する旧ガス事業法第三十条第一項若しくは第二項、第三十一条第二項又は第三十六条の二第二項若しくは第二項の規定による届出をした場合における当該届出は、それぞれ、当該改正法附則第十三条第一項に規定する者が同条第二項の規定による届出をした日に新ガス事業法第三十七条の八において準用する新ガス事業法第三十条第一項若しくは第二項、第三十一条第二項又は第三十六条の二第一項若しくは第二項若しくは第二項の規定によりした届出とみなす。この場合において、新ガス事業法第三十七条の八において準用する新ガス事業法第三十六条の二第三項中「前二項の規定による届出」とあり、及び同条第四項から第六項までの規定中「第一項又は第二項の規定による届出」とあるのは、「ガス事業法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第四百七十五号）附則第三条第二項の規定により電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成十五年法律第九十二号）第二条の規定による改正後のガス事業法第三十七条の八において準用する新ガス事業法第三十一条第二項又は第三十六条の二第二項若しくは第二項の規定によりした届出とみなす。この場合において、新ガス事業法第三十七条の八において準用する新ガス事業法第三十六条の二第三項中「前二項の規定による届出」とあり、及び同条第四項から第六項までの規定中「第一項又は第二項の規定による届出」とあるのは、「ガス事業法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第四百七十五号）附則第四条第二項の規定により電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律第二条の規定による改正前のガス事業法第三十六条の二第二項又は第二項の規定による届出」とする。

同法第三十六条の二第二項又は第二項の規定による届出とみなされた電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律第二条の規定による改正前のガス事業法第三十七条の十において準用する同法第三十六条の二第二項又は第二項の規定による届出」とする。

**2 改正法第二条の規定の施行前に改正法附則第十三条第一項に規定する者が旧ガス事業法第三十一条第二項又は第三十六条の二第二項若しくは第二項の規定による届出をした場合における当該届出は、それぞれ、当該改正法附則第十三条第一項に規定する者が同条第二項の規定による届出をした日に新ガス事業法第三十七条の八において準用する新ガス事業法第三十一条第二項又は第三十六条の二第二項若しくは第二項の規定によりした届出とみなす。この場合において、新ガス事業法第三十六条の二第三項中「前二項の規定による届出」とあり、及び同条第四項から第六項までの規定中「第一項又は第二項の規定による届出」とあるのは、「ガス事業法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第四百七十五号）附則第四条第二項の規定により電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成十五年法律第九十二号）第二条の規定による改正後のガス事業法第三十七条の八において準用する新ガス事業法第三十一条第二項又は第三十六条の二第二項若しくは第二項の規定によりした届出とみなす。この場合において、新ガス事業法第三十六条の二第三項中「前二項の規定による届出」とあり、及び同条第四項から第六項までの規定中「第一項又は第二項の規定による届出」とあるのは、「ガス事業法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第四百七十五号）附則第四条第二項の規定により電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律第二条の規定による改正前のガス事業法第三十六条の二第二項又は第二項の規定による届出」とする。**

**（権限の委任）**

**第五条** 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に掲げる経済産業局長が行うものとする。

一	改正法附則第九条第一項及び同条第供給区二項において準用する新ガス事業法第二項を管する第二項第四項、第十一項並びに第十二条轄する給区域の経済産業省の管轄区域内の業局長	経済産業省の管轄区域内の業局長
二	改正法附則第九項及び同条第供給区二項において準用する新ガス事業法第二項を管する第二項第四項、第十一項並びに第十二条轄する給区域の経済産業省の管轄区域内の業局長	経済産業省の管轄区域内の業局長

超えるものを除く。）に関するもの

二 改正法附則第十三条第二項の規定に特定導に基づく権限であつて、その事業の用に供管の設置する特定導管の設置の場所が一の経済産置の場業局の管轄区域内のみにあるガス導管事務所を管業者に関するもの

**（その他の経過措置の経済産業省令への委任）**

**第六条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、改正法及びこの政令の施行に関し必要な経過措置は、経済産業省令で定める。

**附則（平成一五年一月一七日政令第五二六号）抄**

**（施行期日）**  
**第一条** この政令は、公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十六年三月一日）から施行する。

**附則（平成一六年一月二七日政令第三二八号）抄**  
**（施行期日）**  
**第一条** この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

**（経過措置）**  
**第二条** この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により経済産業局長がした許可、認可その他の処分（鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）以下「旧経済産業省設置法」という。）第十二条第二項に規定する経済産業省の所掌事務のうち旧経済産業省設置法第四条第一項第五十九号に掲げる事務に関するものに限る。以下「処分等」という。）は、それぞれの経済産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長がした処分等とみなし、この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により経済産業局長に対してした申請、届出その他の行為（旧経済産業省設置法第十二条第二項に規定する経済産業省の所掌事務のうち旧経済産業省設置法第四条第一項第五十九号に掲げる事務に関するものに限る。以下「申請等」という。）は、それぞれの経済産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長に対してした申請等とみなす。

**（施行期日）**  
**第一条** この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

**（経過措置）**

**第二条** この政令による改正後のガス事業法施行令別表第五号に掲げるガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、この政令の施行の日から一年間は、ガス事業法第三十九条の三の規定にかかわらず、同法第三十九条の十二の規定による表示が付されていない当該ガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列することができ。

**附則（平成二四年三月一四日政令第四六号）抄**

**（施行期日）**  
**第一条** この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**（ガス事業法施行令の一部改正に伴う経過措置）**  
**第二条** この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前にガス事業法第四十六条第一項、第四十七条第一項又は第四十七条の二第一項の規定により都道府県知事が行った報告の徴収その他の行為で、施行日以後これらの規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った報告の徴収その他の行為とみなす。

**附則（平成二八年二月二四日政令第四八号）抄**  
**（施行期日）**  
**第一条** この政令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

**附則（平成二九年三月二三日政令第四〇号）抄**  
**（施行期日）**  
**第一条** この政令は、第五号施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、第三十三号から第三十七号までの規定は、公布の日から施行する。

**附則（令和二年八月一三日政令第二四四号）抄**

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

**附 則 (令和四年二月二日政令第三七号) 抄**

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。  
(施行期日)

**附 則 (令和五年一月二日政令第二号)**

この政令は、ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律(令和四年法律第八十号)の施行の日(令和五年一月十六日)から施行する。ただし、第十七条第一項の改正規定及び同条第四項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年九月六日政令第二七六号)**

この政令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年十二月二十一日)から施行する。

**別表第一(第十四条関係)**

- 一 ガス瞬間湯沸器(ガスの消費量が七〇キロワット以下のものに限り、液化石油ガス用のものを除く。)
- 二 ガスストーブ(ガスの消費量が一九キロワット以下のものに限り、液化石油ガス用のものを除く。)
- 三 ガスバーナー付ふろがま(ガスの消費量が二一キロワット(専用の給湯部を有するものにあつては、九一キロワット)以下のものに限り、液化石油ガス用のものを除く。)
- 四 ガスふるバーナー(ガスの消費量が二一キロワット以下のものに限り、ふろがまに取り付けられているもの及び液化石油ガス用のものを除く。)
- 五 ガスこんろ(ガスの消費量の総和が一四キロワット(ガスオープン有するものにあつては、二一キロワット)以下のものであつて、こんろバーナー一個当たりのガスの消費量が五・八キロワット以下のものに限り、液化石油ガス用のものを除く。)

**別表第二(第十五条、第十六条関係)**

- 一 ガス瞬間湯沸器(ガスの消費量が七〇キワット以下のものに限り、開放燃焼式のもの及び密閉燃焼式のもの並びに屋外式(屋外に設置され、風雨の影響に耐える構造を有す

る方式をいう。以下同じ。)のもの並びに液化石油ガス用のものを除く。)

- 二 ガスストーブ(ガスの消費量が一九キロワット以下のものに限り、開放燃焼式のもの及び密閉燃焼式のもの並びに屋外式のもの並びに液化石油ガス用のものを除く。)
- 三 ガスバーナー付ふろがま(ガスの消費量が二一キロワット(専用の給湯部を有するものにあつては、九一キロワット)以下のものに限り、密閉燃焼式のもの、屋外式のもの及び液化石油ガス用のものを除く。)
- 四 ガスふるバーナー(ガスの消費量が二一キロワット以下のものに限り、ふろがまに取り付けられているもの及び液化石油ガス用のものを除く。)